

総務省組織規則の一部を改正する省令の概要

1 改正理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行（令和6年5月27日）に伴い、総務省組織規則（平成13年総務省令第1号）の一部を改正する。

2 改正内容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条第8号に基づき提供される特定個人情報を「利用特定個人情報」とする改正が行われたことに伴い、総務省組織規則第22条第4項第3号に規定する「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改正する。

3 施行期日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和6年5月27日）から施行する。